

02 帳票 住民票（外国人）

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法第7条第1項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。一部の市では空欄等に記載しているが、項目名を定めても問題はないと考えられる。
通称	通称	令第30条16		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。一部の市では空欄等に記載しているが、項目名を定めても問題はないと考えられる。
生年月日	出生の年月日	法第7条第2項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。一部の市では空欄等に記載しているが、項目名を定めても問題はないと考えられる。
性別	男女の別	法第7条第3項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。一部の市では空欄等に記載しているが、「男女の別」と表記している。法令では「男女の別」であるが、一般的には「性別」の方が通じていると考えられる。
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第7条第4項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主名」と表記している市がみられるが、どちらの表記でも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「世帯主」と表記する。
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については（中略）世帯主との続柄	法第7条第4項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	全ての市がこの名称で使用している。
外国人住民となった日	外国人住民となった年月日	法第30条の45		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	「外国人住民となった年月日」「外国人住民日」「外国人住民となった日」の表記が多い。わずかに「外国人住民となった異動日」「外国人住民年月日」の表記や、日本人と同じ「住民となった年月日」「住民日」の表記がみられる。日本人の住民票等との対比ができるよう、標準では「外国人住民となった日」とする。
住所	住所	法第7条第7項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。
住所を定めた日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法第7条第7項		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「住定日」「住所を定めた日」「住定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事由欄に「○月○日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住所を定めた年月日」「住所を定めた日」が最も誤解が生じないと考えられる。
転入前住所	従前の住所	法第7条第8項		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載があるが、一部では記載事由欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令のとおりに「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転出地市町村での最終住所を記載する欄であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。
届出の年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）	法第7条第8項		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事由欄、空欄に「○月○日届出」と記載している市もみられる。法令の文言の「届出の年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。
個人番号	個人番号	法第7条第8項の2		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「個人」「個」などの短縮形がわずかにみられるが、多数に合わせて「個人番号」と表記する。
住民票コード	住民票コード	法第7条第13項		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	全ての市がこの名称で使用している。
国籍等	国籍等	法第30条の45		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	ほぼ全ての市が「国籍・地域」としているが、法令に合わせて「国籍等」と表記する。
法第30条の45に規定する区分	次の表の下欄に掲げる事項（中略） 中長期滞在者である旨（中略）特別永住者である旨（中略）一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨（中略）出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨	法第30条の45		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	「法第30条の45に規定する区分」「法第30条の45区分」「法第30条45」などと表記がばらばらとなっている。最も多くの市が表記している「法第30条の45に規定する区分」とする。
在留資格	在留資格	法第30条の45（表の中長期在留者）		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「資格」と表記しているが、多数に合わせて「在留資格」と表記する。
在留期間等	在留期間／仮滞在期間	法第30条の45（表の中長期在留者／一時庇護許可者）		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	「在留期間」「在留期間等」の表記となっている。在留資格が中長期在留者でない場合も使用できるよう等がついていると考えられる。ここでは最も多い「在留期間等」と表記する。
在留期間の満了の日	在留期間の満了の日	法第30条の45（表の中長期在留者）		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	「在留期間の満了の日」「在留期間等の満了の日」「在留期間の満了日」「満了日」の表記が多い。ここでは最も多い「在留期間の満了の日」と表記する。
在留カード等の番号	在留カードの番号／特別永住者証明書の番号	法第30条の45（表の中長期在留者／特別永住者）		法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載がある。	「在留カード等の番号」「在留カード等番号」「在留カード」の表記が多い。ここでは最も多い「在留カード等の番号」と表記する。
国民健康保険	国民健康保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第10項		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載がある。	「国民健康保険」と「退職医療」の2つを記載する市が多い。
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第10項の2		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載がある。	「後期高齢」を記載する市が多い。
介護保険	介護保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第10項の3		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載がある。	「介護保険」を記載する市が多い。
国民年金	国民年金の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第11項		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載がある。	「国民年金」を記載する市が多い。
児童手当	児童手当の支給を受けている者（中略）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第11項の2		法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載がある。	「児童手当」を記載する市が多い。
米穀の配給	米穀の配給を受ける者（中略）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第12項		×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。米穀配給がない現在では、欄を設ける必要性はほとんどないと考えられる。	
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が（中略）住民票に記載することが必要であると認めるもの	令第6条の2	法第7条第14項	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。具体的な名称としては使用していないと考えられる。	
（別欄）通称の記載及び削除に関する事項 ※法令に根拠規定のあるもので別掲としているもの					
通称	通称	令第30条の16		法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべきと考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
記載市町村名	記載をした市町村名(特別区にあつては、区名。)	令第30条の17		法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべき考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
記載年月日	記載をした年月日	令第30条の17		法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべき考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。○月○日記載と記載している市があるが、欄としては「記載年月日」とする。
削除市町村名	削除した市町村名(特別区にあつては、区名。)	令第30条の17		法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべき考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
削除年月日	削除した年月日	令第30条の17		法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべき考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
② ①以外で様式に記載があるもの					
改製年月日		—		法令には定めがない。記載欄がある市は少数派であるが、空欄や備考に記載している市がみられ、管理上は必要となつたと考えられる。	記載欄としては「改製日」「改製年月日」が多い。空欄や備考に記載している市もみられる。他の記載名称が日ではなく年月日と表現しているの、「改製年月日」とする。
転出先		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
消除事由		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
事由		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
本籍		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
筆頭者		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
カタカナ併記名		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
印鑑登録		—		日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためである。	「印鑑登録」「印鑑」と記載している市が多い。誤解がないよう、「印鑑登録」とする。
選挙		—		×日本人の帳票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、帳票の機能としては不要	
小学校		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
中学校		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
自交機カード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
取扱い注意情報		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
行政コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
世帯コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
識別コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
宛名コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
宛名送付区分		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
最住		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
旧主名		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
旧氏		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
カナの扱い		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
特例		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
出力順位		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
(別欄) 通称の記載及び削除に関する事項 ※法令に根拠規定のないもので別掲としているもの					
氏名		—		法令には定めがない。出力時に別紙となるために個人を紐づけて特定するために必要	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
カナ		—		×法令には定めがない。ごくわずかの市のみ記載欄がある。	
住所		—		×法令には定めがない。ごくわずかの市のみ記載欄がある。	
生年月日		—		法令には定めがない。出力時に別紙となるために個人を紐づけて特定するために必要	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
性別		—		法令には定めがない。出力時に別紙となるために個人を紐づけて特定するために必要	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
③ ①、②以外のもの					
発行年月日		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、帳票の機能としては不要	
文書番号		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、帳票の機能としては不要	
証明文言		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、帳票の機能としては不要	
証明者名・公印		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、帳票の機能としては不要	

03_帳票 住民基本台帳の写し（閲覧用）

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法第7条1号	法第11条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。少数ながら「氏名（通称）」と併記する市があるが、標準では独立した別の欄とする。
生年月日	出生の年月日	法第7条2号	法第11条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
性別	男女の別	法第7条3号	法第11条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
住所	住所	法第7条7号	法第11条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	多くの市がこの名称で使用している。「住所」「方書」の2欄、「住所」「方書」「番地」の3欄に分けている市もあるが、ここでは多数の市に倣い「住所」とする。
住所を定めた年月日	住所を定めた年月日	法第7条7号	法第11条	×全ての市で記載欄がみられない。	
② ①以外で様式に記載があるもの					
続柄				×ほとんどの市では記載がない。	
世帯主				×ほとんどの市では記載がない。	
地区コード				×ほとんどの市では記載がない。	
地区名				法令の定めはないが、約半数の市で、出力表の上部などに欄がある。	「地区名」「大字」「大字名」「町丁名」「集計区分」など表現が地域によって異なる。
番号				×ほとんどの市では記載がない。	
年齢				×ほとんどの市では記載がない。	
外				×ほとんどの市では記載がない。	
通称				法令の定めがあり、約半数の市で、氏名とは別欄が設けられている。	欄がある市ではほぼ全てが「通称」としている。少数ながら「氏名（通称）」と併記する市があるが、標準では独立した別の欄とする。
旧氏				法令の施行前に策定された様式では記載が無い場合も多いが、法令に定めがある。	全ての市がこの名称で使用している。
氏名カナ				×ほとんどの市では記載がない。	
世帯番号				×ほとんどの市では記載がない。	
③ ①、②以外のもの					
発行年月日				法令の定めはないが、多くの市で、出力表の上部・下部などに欄があり、直接記載している市もある。	「発行年月日」「〇〇現在」との書き方に違いがある。ここでは多数の市に倣い「発行年月日」とする。
文書番号				×ほとんどの市では記載がない。	

04 住民票の除票（日本人住民）

標準項目案 (項目名称)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
削除事由	当該住民票を削除した事由及びその事由の生じた年月日	法第15条の3第1項		法令の定めがあるが、欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成するべきと考えられる。	「削除事由」「削除欄」「削除日」「事由」と記載している市がみられる。多数に合わせて「削除事由」と表記する。
転出先	転出により削除した旨及び転出先の住所	法第15条の3第1項		法令の定めがあるが、欄としては設けている市は少なく、削除欄や備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成するべきと考えられる。	「転出先」「転出」と記載している市がみられる。「転出」は転出した住民の意味で用いている市があるため誤解が生じる懸念があり、「転出先」と表記する。
改製年月日	改製した旨及びその年月日	法第15条の3第1項		法令の定めがあるが、欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成するべきと考えられる。	「改製日」「改製年月日」と記載している市がみられる。「改製日」としている市が多いが、他の項目と表現を合わせて「改製年月日」と表記する。
氏名	氏名	法第15条の3第1項	法第7条第1号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
旧氏	旧氏	法第15条の3第1項	法第7条第14号、令30条の13	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
生年月日	出生の年月日	法第15条の3第1項	法第7条第2号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
性別	男女の別	法第15条の3第1項	法第7条第3号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「男女の別」と表記している市がある。法令では「男女の別」であるが、一般的には「性別」の方がなじみやすいとされる。
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第15条の3第1項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主名」と表記している市がみられるが、どちらの表記でも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「世帯主」と表記する。
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については(中略)世帯主との続柄	法第15条の3第1項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
本籍	戸籍の表示	法第15条の3第1項	法第7条第5号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。法令では「戸籍の表示」であるが、「本籍」と「重婚者」を分けるためにこの表現になると考えられる。
重婚者	戸籍の表示	法第15条の3第1項	法第7条第5号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。法令では「戸籍の表示」であるが、「本籍」と「重婚者」を分けるためにこの表現になると考えられる。
住民となった日	住民となった年月日	法第15条の3第1項	法第7条第6号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「住民となった年月日」「住民となった日」「住民日」の表記が多い。他に「住民となった異動日」「住民年月日」の表記がみられる。「住民日」は法令によらない略語である。「住民となった年月日」「住民となった日」とも誤解が生じないと思われるが、口頭表現しやすい「住民となった日」を標準とする。
住所	住所	法第15条の3第1項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。
住所を定めた日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法第15条の3第1項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「住定日」「住所を定めた日」「住定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事由欄に「〇月〇日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住定年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。
転入前住所	従前の住所	法第15条の3第1項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では記載事由欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令の「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転居地市町村では最終住所を記載する欄であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。
届出年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(離権で住民票の記載をした者については、その年月日)	法第15条の3第1項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事由欄、空欄に「〇月〇日届出」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「届出年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。
個人番号	個人番号	法第15条の3第1項	法第7条第8号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。
住民票コード	住民票コード	法第15条の3第1項	法第7条第13号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
選挙	選挙人名簿に登録された者	法第15条の3第1項	法第7条第9号	法令の定めがあるが、記載欄がある市は少数派である。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成するべきと考えられる。	「選挙」を記載する市が多い。
国民健康保険	国民健康保険の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第10号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「国民健康保険」と「退職医療」の2つを記載する市が多い。
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第10号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「後期高齢」を記載する市が多い。
介護保険	介護保険の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第10号の3	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「介護保険」を記載する市が多い。
国民年金	国民年金の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第11号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「国民年金」を記載する市が多い。
児童手当	児童手当の支給を受けている者(中略)については、その支給資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第11号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「児童手当」を記載する市が多い。
米穀の配給	米穀の配給を受ける者(中略)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第12号	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。米穀配給がない現在では、欄を設ける必要性はほとんどないと考えられる。	
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が(中略)住民票に記載することが必要であると認めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第14号、令6条の2	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。具体的な名称としては使用していないと考えられる。	
② ①以外で様式に記載があるもの					
印鑑登録	—	—	—	住民基本台帳法に直接記載された項目ではないが、多くの市で記載がみられる。	「印鑑登録」を記載する市が多い。
自交機カード	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
小学校	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
中学校	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
取扱い注意情報	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
行政コード	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
世帯コード	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
識別コード	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
宛名コード	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
宛名送付区分	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
最住	—	—	—	×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
③ ①、②以外のもの					
発行年月日	—	—	—	×住民票の除票の写しと同じ様式としているため、帳票の機能としては不要	
文書番号	—	—	—	×住民票の除票の写しと同じ様式としているため、帳票の機能としては不要	
証明文言	—	—	—	×住民票の除票の写しと同じ様式としているため、帳票の機能としては不要	
証明者名・公印	—	—	—	×住民票の除票の写しと同じ様式としているため、帳票の機能としては不要	
カナ	—	—	—	×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	

05 帳票 住民票の除票（外国人）

標準項目名 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方	備考
④ 法令に根拠規定のあるもの						
消除事由	当該住民票を消除した事由及びその事由の生じた年月日	法第15条の3第1項		法令の定めがあるが、欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成すべきと考えられる。	「消除事由」「消除欄」「削除日」「事由」と記載している市がみられる。多数に合わせて「消除事由」と表記する。	日本人と同じ項目
転出先	転出により消除した旨及び転出先の住所	法第15条の3第1項		法令の定めがあるが、欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成すべきと考えられる。	「転出先」「転出」と記載している市がみられる。「転出」とだけ記載している市がある。法令では「男女の別」とあるため、一般的には「性別」の方が適していると考えられる。	日本人と同じ項目
改製年月日	改製した旨及びその年月日	法第15条の3第1項		法令の定めがあるが、欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成すべきと考えられる。	「改製日」「改製年月日」と記載している市がみられる。「改製日」としている市の方が多く、他の項目と表現を合わせて「改製年月日」と表記する。	日本人と同じ項目
氏名	氏名	法第15条の3第1項	法第7条第1号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
通称	通称	法第15条の3第1項	令第30条16	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	外国人独自項目
生年月日	出生の年月日	法第15条の3第1項	法第7条第2号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
性別	男女の別	法第15条の3第1項	法第7条第3号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「男女の別」と表記している市がある。法令では「男女の別」であるが、一般的には「性別」の方が適していると考えられる。	日本人と同じ項目
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第15条の3第1項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主名」と表記している市がみられるが、どちらの表記でも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「世帯主」と表記する。	日本人と同じ項目
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については（中略）世帯主との続柄	法第15条の3第1項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
外国人住民となった日	外国人住民となった年月日	法第15条の3第1項	法第30条の45	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「外国人住民となった年月日」「外国人住民日」「外国人住民となった日」の表記が多い。わずかに「外国人住民となった異動日」「外国人住民年月日」の表記や、日本人と同じ「住民となった年月日」「住民日」の表記がみられる。日本人の住民票の除票との対比ができるよう、標準では「外国人住民となった日」とする。	外国人独自項目
住所	住所	法第15条の3第1項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。	日本人と同じ項目
住所を定めた日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法第15条の3第1項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「住定日」「住所を定めた日」「住定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事由欄に「〇月〇日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住所を定めた年月日」「住所を定めた日」が最も誤解が生じないと考えられる。	日本人と同じ項目
転入前住所	従前の住所	法第15条の3第1項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では記載事由欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令のとおり「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転入前住所で最終住所を記載する欄であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。	日本人と同じ項目
届出の年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）	法第15条の3第1項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事由欄、空欄に「〇月〇日届出」と記載している市もみられる。法令の文言の「届出の年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。	日本人と同じ項目
個人番号	個人番号	法第15条の3第1項	法第7条第8号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
住民票コード	住民票コード	法第15条の3第1項	法第7条第13号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
国籍等	国籍等	法第15条の3第1項	法第30条の45	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「国籍・地域」としているが、法令に合わせて「国籍等」と表記する。	外国人独自項目
法第30条の45に規定する区分	次の表の下欄に掲げる事項（中略）中長期滞在者である旨（中略）特別永住者である旨（中略）一時帰国許可者又は帰国滞在許可者である旨（中略）出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨	法第15条の3第1項	法第30条の45	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「法第30条の45に規定する区分」「法第30条の45区分」「第30条45」などと表記がばらばらとなっている。最も多くの市が表記している「法第30条の45に規定する区分」とする。	外国人独自項目
在留資格	在留資格	法第15条の3第1項	法第30条の45（表の中長期在留者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「資格」と表記しているが、多数に合わせて「在留資格」と表記する。	外国人独自項目
在留期間等	在留期間	法第15条の3第1項	法第30条の45（表の中長期在留者／一時帰国許可者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留期間」「在留期間等」の表記となっている。在留資格が中長期在留者でない場合も使用できるよう等がついていると考えられる。ここでは最も多い「在留期間等」と表記する。	外国人独自項目
在留期間の満了の日	在留期間の満了の日	法第15条の3第1項	法第30条の45（表の中長期在留者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留期間の満了の日」「在留期間等の満了の日」「在留期間の満了日」「満了日」の表記が多い。ここでは最も多い「在留期間の満了の日」と表記する。	外国人独自項目
在留カード等の番号	在留カードの番号	法第15条の3第1項	法第30条の45（表の中長期在留者／特別永住者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留カード等の番号」「在留カード番号」「在留カード」の表記が多い。ここでは最も多い「在留カード等の番号」と表記する。	外国人独自項目
国民健康保険	国民健康保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第10号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「国民健康保険」と「退職医療」の2つを記載する市が多い。	日本人と同じ項目
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第10号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「後期高齢」を記載する市が多い。	日本人と同じ項目
介護保険	介護保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第10号の3	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「介護保険」を記載する市が多い。	日本人と同じ項目
国民年金	国民年金の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第11号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「国民年金」を記載する市が多い。	日本人と同じ項目
児童手当	児童手当の支給を受けている者（中略）については、その支給資格に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第11号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄がある。	「児童手当」を記載する市が多い。	日本人と同じ項目
米穀の配給	米穀の配給を受ける者（中略）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第12号	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。米穀配給がない現在では、欄を設ける必要はほとんどないと考えられる。		
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が（中略）住民票に記載することが必要であると認めるもの	法第15条の3第1項	法第7条第14号、令第6条の2	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。具体的な名称としては使用していないと考えられる。		
（別欄）通称の記載及び削除に関する事項 ※法令に根拠規定のあるもので別欄としているもの						
通称		法第15条の3第1項	令第30条の16	法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべきと考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
記載市町村名		法第15条の3第1項	令第30条の17	法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべきと考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
記載年月日		法第15条の3第1項	令第30条の17	法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべきと考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。〇月〇日記載と記載している市があるが、欄としては「記載年月日」とする。	日本人と同じ項目
削除市町村名		法第15条の3第1項	令第30条の17	法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべきと考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
削除年月日		法第15条の3第1項	令第30条の17	法令の定めがあるが、多くの市では資料の提示がなかった。必要な事項であるので、入れるべきと考えられる。	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目

② ①以外で様式に記載があるもの					
本籍		—		×日本人の住民票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、住民票の機能としては不要	
筆頭者		—		×日本人の住民票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、住民票の機能としては不要	
カタカナ併記名		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
印鑑登録		—		住民基本台帳法に直接記載された項目ではないが、多くの市で記載がみられる。	「印鑑登録」を記載する市が多い。日本人と同じ項目
選挙		—		×日本人の住民票や住民票の除票と同じ様式としているためであると考えられるが、住民票の機能としては不要	
小学校		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
中学校		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
自文機カード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
取扱い注意情報		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
行政コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
世帯コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
識別コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
宛名コード		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
宛名送付区分		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
兼住		—		×少数の市で記載欄がある。特に住民記録として標準する必要性が低いと考えられる。	
(別欄) 通称の記載及び削除に関する事項 ※法令に根拠規定のないもので別掲としているもの					
氏名		—		法令には定めがない。出力時に別紙となるために個人を紐づけて特定するために必要	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
カナ		—		×法令には定めがない。ごくわずかの市のみ記載欄がある。	
住所		—		×法令には定めがない。ごくわずかの市のみ記載欄がある。	
生年月日		—		法令には定めがない。出力時に別紙となるために個人を紐づけて特定するために必要	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
性別		—		法令には定めがない。出力時に別紙となるために個人を紐づけて特定するために必要	記載欄がある市では、全ての市がこの名称で使用している。
③ ①、②以外のもの					
発行年月日		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、住民票の機能としては不要	
文書番号		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、住民票の機能としては不要	
証明文言		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、住民票の機能としては不要	
証明者名・公印		—		×住民票の写しと同じ様式としているためであるが、住民票の機能としては不要	
外除表記		—		×外国人で除籍のものを指していると思われるが、標準する必要性が低いと考えられる。	

06 帳票 戸籍の附表

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
本籍	戸籍の表示	法第17条		法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「戸籍の表示」であるが、ほぼ全ての市が「本籍」と記載している。
氏名	氏名	法第17条		法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「氏名」であるが、具体的には筆頭者の氏名を記載することとなる。「筆頭者」又は「筆頭者の氏名」としている市もあるが、法令に準じて「氏名」とする。
住所	住所	法第17条		法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
住定日	住所を定めた年月日	法第17条		法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
在外選挙人名簿登録市町村名	在外選挙人名簿に登録された者、(中略) 在外選挙人名簿への登録の移転された者、(中略) 在外投票人名簿に登録された者	法第17条の2	公職選挙法第30条の6	法令の定めがあり、約半数の市が記載欄を設けている。	「在外選挙人名簿登録市町村名」の表記がほとんどであり、「在外情報」「在外選挙」「在外選挙人名簿登録地」などの表記がごくわずかにみられる。ほぼ全ての市がこの表現としていることから「在外選挙人名簿登録市町村名」とする。
② ①以外で様式に記載のあるもの					
名				ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほとんどの市では「名」としている。上記の筆頭者の氏名と区別するために「構成員」「本人の氏名」がみられる。ここでは、多くの市が表記している「名」とする。
編製日				ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	「編製日」「改製日」「〇〇日編製」などの表現がみられる。より多くの市が採用している「編製日」として示す。
消除日				×「消除日」は附票の除票に必要な項目であるが、便宜上項目として保持しておいた方が望ましいと考えられる	
生年月日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
記載事由				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
記載日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
続柄				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
入籍日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
除籍日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
父				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
母				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-出生日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-出生地				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-届出日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-届出人				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-婚姻日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-配偶者氏名				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-従前戸籍				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-送付を受けた日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-受理者				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-新本籍				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-称する氏				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
配偶者の死亡-配偶者の死亡日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-死亡日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-死亡時分				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-死亡地				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-届出日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-届出人				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
在外情報				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
在外選挙人名簿登録-名簿登録日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
附票番号				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
附票個人番号				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
住所履歴数				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
フリガナ				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
住居表示変更実施日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	

07 帳票 戸籍の附票の除票

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
本籍	戸籍の表示	法第21条の2	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「戸籍の表示」であるが、ほぼ全ての市が「本籍」と記載している。
氏名	氏名	法第21条の2	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「氏名」であるが、具体的には筆頭者の氏名を記載することとなる。「筆頭者」又は「筆頭者の氏名」としている市もあるが、法令に準じて「氏名」とする。
住所	住所	法第21条の2	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
住定日	住所を定めた年月日	法第21条の2	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
在外選挙人名簿登録市町村名	在外選挙人名簿に登録された者、(中略)在外選挙人名簿への登録の移転された者、(中略)在外投票人名簿に登録された者	法第21条の2	法第17条の2	法令の定めがあり、約半数の市が記載欄を設けている。	「在外選挙人名簿登録市町村名」の表記がほとんどであり、「在外情報」「在外選挙」「在外選挙人名簿登録地」などの表記がごくわずかにみられるほぼ全ての市がこの表現としていることから「在外選挙人名簿登録市町村名」とする。
消除日	附票を消除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日	法第21条の2		法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	「消除日」「〇〇日消除」「〇〇日全除」との表記がみられる。ほとんどの市が「消除日」としているため、この表現とする。
② ①以外で様式に記載のあるもの					
名			名	ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほとんどの市では「名」としている。上記の筆頭者の氏名と区別するために「構成員」「本人の氏名」がみられる。ここでは、多くの市が表記している「名」とする。
編製日			編製日	ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	「編製日」「改製日」「〇〇日編製」などの表現がみられる。より多くの市が採用している「編製日」として示す。
生年月日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
記載事由				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
記載日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
続柄				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
入籍日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
除籍日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
父				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
母				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-出生日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-出生地				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-届出日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
出生-届出人				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-婚姻日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-配偶者氏名				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-従前戸籍				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-送付を受けた日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-受理者				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-新本籍				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
婚姻-称する氏				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
配偶者の死亡-配偶者の死亡日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-死亡日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-死亡時分				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-死亡地				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-届出日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
死亡-届出人				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
在外情報				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
在外選挙人名簿登録-名簿登録日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
附票番号				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
附票個人番号				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
住所履歴数				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
フリガナ				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
住居表示変更実施日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	

08_住民基本台帳年報第1～6表

サンプル調査で収集した様式記載の項目名	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	標準項目案 (項目名案)
① 法令に根拠規定のあるもの				
市区町村別人口			法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
世帯数			法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
市町村別住民票記載	住民基本台帳年報様式第1表から第1の3表とチェック表1から3として出力される。 指定様式なので、標準としてそのまま示す。		法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
消除数			法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
市区町村			法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
男女			法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
年齢5歳階級別人口			法第37条	(第1表から第1の3表で出力)
第1表				第1表
第1の2表				第1の2表
第1の3表				第1の3表
② ①以外で様式に記載があるもの				
第2表	第2表から第6表は住民記録システムから抽出するものではないため、標準様式には盛り込まない			(住記システム外)
第3表				(住記システム外)
第4表				(住記システム外)
第5表				(住記システム外)
第6表				(住記システム外)
③ ①、②以外のもの				

09 証明書 住民票の写し・住民票記載事項証明書（日本人住民）

標準項目名 (項目名称)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法第7条第1号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
旧氏	旧氏	法第7条第14号、令第30条の13	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
生年月日	出生の年月日	法第7条第2号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに、「出生年月日」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
性別	男女の別	法第7条第3号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに、「男女の別」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第7条第4号	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については(中略)世帯主との続柄	法第7条第4号	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主との続柄」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
本籍	戸籍の表示	法第7条第5号	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。備考欄に記載している市もみられるが、名称としては「本籍」を使用する。
筆頭者	戸籍の表示	法第7条第5号	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。備考欄に記載している市もみられるが、名称としては「筆頭者」を使用する。
住民となった日	住民となった年月日	法第7条第6号	第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「住民となった年月日」「住民となった日」「住民日」の表記が多い。他に「住民となった異動日」「住民年月日」の表記がみられる。「住民日」は法令によらない略語である。「住民となった年月日」「住民となった日」とも誤解が生じないと思われるが、口頭表現しやすい「住民となった日」を標準とする。
住所	住所	法第7条第7号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。
住所を定めた日	住所を定めた年月日	法第7条第7号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「住定日」「住所を定めた日」「住定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事由欄に「〇月〇日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住所を定めた年月日」「住所を定めた日」が最も誤解が生じないと考えられる。
届出の年月日	届出の年月日	法第7条第8号	第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事由欄、空欄に「〇月〇日届出」と記載している市もみられる。法令の文言の「届出の年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。
転入前住所	従前の住所	法第7条第8号	第12条、第12条の2、第12条の3	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では記載事由欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令のとおり「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転出地市町村での最終住所を記載する欄であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。
個人番号	個人番号	法第7条第8号の2	第12条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。
住民票コード	住民票コード	法第7条第13号	第12条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
国民健康保険	国民健康保険の被保険者	法第7条第10号	第12条、第12条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかな市では、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者	法第7条第10号の2	第12条、第12条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかな市では、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
介護保険	介護保険の被保険者	法第7条第10号の3	第12条、第12条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかな市では、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
国民年金	国民年金の被保険者	法第7条第11号	第12条、第12条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかな市では、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
児童手当	児童手当の支給を受けている者	法第7条第11号の2	第12条、第12条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかな市では、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
米穀の配給	米穀の配給を受ける者	法第7条第12号	第12条、第12条の2	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。米穀配給がない現在では、欄を設ける必要性はほとんどないと考えられる。	
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が(中略)住民票に記載することが必要であると認めるもの	法第7条第14号、令第6条の2	第12条、第12条の2	×法令の定めがある。資料を提出した市では記載欄がみられなかった。具体的な名称としては使用していないと考えられる。	
選挙	選挙人名簿に登録された者	法第7条第9号	第12条、第12条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかな市では、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
② ①以外で様式に記載があるもの					
通称		—		△外国人住民が世帯員にいる場合は、世帯票の様式に必要な項目となる。	
転出先		—		×除票と同じ様式を用いる場合に必要となる。標準では盛り込まない。	
転入		—		×一部の市では、転入日、届出日、通知日を空欄に記載している。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
届出		—		×一部の市では、転入日、届出日、通知日を空欄に記載している。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
通知		—		×一部の市では、転入日、届出日、通知日を空欄に記載している。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
今までの世帯主		—		×ごくわずかな市でのみ記載がみられる。標準では示さない。	
記載事由		—			
付記事項		—			
削除欄		—		×除票と同じ様式を用いる場合に必要となる。標準では盛り込まない。	
改製日		—		×わずかに記載している市がみられる。証明事項ではないので、標準では示さない。	

10 証明書 住民票の写し・住民票記載事項証明書 (外国人住民)

標準項目名 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法第7条第1号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
通称		令第30条16	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
生年月日	出生の年月日	法第7条第2号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに、「出生年月日」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
性別	男女の別	法第7条第3号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに、「男女の別」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第7条第4号	第12条、第12条の2、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主名」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については(中略)世帯主との続柄	法第7条第4号	第12条、第12条の2、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主との続柄」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
外国人住民となった日	外国人住民となった年月日	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「外国人住民となった年月日」「外国人住民日」「外国人住民となった日」の表記が多い。わずかに「外国人住民となった異動日」「外国人住民年月日」の表記や、日本人と同じ「住民となった年月日」「住民日」の表記がみられる。日本人の住民票の写し・記載事項証明書との対比ができるよう、標準では「外国人住民となった日」とする。
住所	住所	法第7条第7号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。
住所を定めた日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法第7条第7号	法第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事項欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「法定日」「住所を定めた日」「法定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事項欄に「○月○日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住所を定めた年月日」「住所を定めた日」が最も誤解が生じないと考えられる。
届出の年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)	法第7条第8号	第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事項欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事項欄、空欄に「○月○日届出」と記載している市もみられる。法令の文言の「届出の年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。
転入前住所	従前の住所	法第7条第8号	第12条、第12条の2、第12条の3、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では記載事項欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令のとおり「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転出地市町村での最終住所を記載する欄であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。
個人番号	個人番号	法第7条第8号の2	第12条	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。
住民票コード	住民票コード	法第7条第13号	第12条、第12条の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
国籍・地域	国籍等	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「国籍地域」「国籍」などの短縮形がわずかにみられるが、多数に合わせて「国籍・地域」と表記する。
法第30条の45に規定する区分	次の表の下欄に掲げる事項(中略)中长期滞在者である旨(中略)特別永住者である旨(中略)一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨(中略)出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「法第30条の45に規定する区分」「法第30条の45区分」「第30条45」などと表記がばらばらとなっている。最も多くの市が表記している「法第30条の45に規定する区分」とする。
在留資格	在留資格	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「資格」と表記しているが、多数に合わせて「在留資格」と表記する。
在留期間等	在留期間	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留期間」「在留期間等」の表記となっている。在留資格が中长期在留でない場合も使用できるよう等がついていると考えられる。ここでは最も多い「在留期間等」と表記する。
在留期間の満了の日	在留期間の満了の日	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留期間の満了の日」「在留期間等の満了の日」「満了日」の表記が多い。ここでは最も多い「在留期間の満了の日」と表記する。
在留カード等の番号	在留カードの番号	法第30条の45	第12条、第30条の51	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留カード等の番号」「在留カード番号」「在留カード」の表記が多い。ここでは最も多い「在留カード等の番号」と表記する。
国民健康保険	国民健康保険の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第10号	第12条、第12条の2		
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第10号の2	第12条、第12条の2		
介護保険	介護保険の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第10号の3	第12条、第12条の2		
国民年金	国民年金の被保険者(中略)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第11号	第12条、第12条の2		
児童手当	児童手当の支給を受けている者(中略)については、その支給資格に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第11号の2	第12条、第12条の2		
米穀の配給	米穀の配給を受ける者(中略)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの	法第7条第12号	第12条、第12条の2		
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項	法第7条第14号、令第6条の2	第12条、第12条の2		
② ①以外で様式に記載があるもの					
カナ		—			
カタカナ併記名		—			
旧氏		—			
改製年月日		—			
転出先		—			
事由		—			
本籍		—			
筆頭者		—			
選挙		—			
消除欄・事由		—			
印鑑登録		—			
自文機カード		—			
小学校		—			
中学校		—			
取扱い注意情報		—			
行政コード		—			
世帯コード		—			
識別コード		—			
宛名コード		—			
宛名送付区分		—			
外国人住民となった届出日		—			
搬住		—			

11 広域交付住民票（日本人住民）

サンプル調査で収集した様式記載の項目名	法令上の書きぶり	記載事項（根拠条文）	記載事項以外（関連条文）	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法第7条第1号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
生年月日	出生の年月日	法第7条第2号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
性別	男女の別	法第7条第3号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第7条第4号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については（中略）世帯主との続柄	法第7条第4号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
住民となった日	住民となった年月日	法第7条第6号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
住所を定めた日	住所を定めた年月日	法第7条第7号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
住所	住所	法第7条第7号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
□□から転入	従前の住所	法第7条第8号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
届出の年月日	届出の年月日	法第7条第8号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
住民票コード	住民票コード	法第7条第13号	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
個人番号	個人番号	法第7条第8号の2	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
② ①以外で様式に記載があるもの					
旧氏	旧氏	法第7条第14号、令第13条の13	法第12条の4、令第15条の4第2項	広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる	一部の市では項目がないが、広域交付住民票の様式は、全国で一律に統一されているので、そのまま用いる
③ ①、②以外のもの					

12 広域交付住民票（外国人住民）

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法第7条第1号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
生年月日	出生の年月日	法第7条第2号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
性別	男女の別	法第7条第3号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法第7条第4号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については(中略)世帯主との続柄	法第7条第4号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
外国人住民となった日	外国人住民となった日	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票における「住民となった日」に相当する項目のため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
住所を定めた日	住所を定めた年月日	法第7条第7号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
住所	住所	法第7条第7号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
□□から転入	従前の住所	法第7条第8号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
届出の年月日	届出の年月日	法第7条第8号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
住民票コード	住民票コード	法第7条第13号	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
個人番号	個人番号	法第7条第8号の2	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる	日本人の広域住民票と同じであるため、そのまま用いる
国籍等		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における戸籍の表示に代わるものであるため、標準として記載する	ほとんどの市は「国籍・地域」としているが、法令に合わせて「国籍等」とする。
在留資格		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における戸籍の表示に代わるものであるため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
在留期間等		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における戸籍の表示に代わるものであるため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
30条の45規定区分		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における戸籍の表示に代わるものであるため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
在留カード等の番号		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における戸籍の表示に代わるものであるため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
在留期間の満了の日		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における戸籍の表示に代わるものであるため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
② ①以外で様式に記載があるもの					
通称		法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	法第12条の4・第30条の51、令第15条の4第2項	外国人の独自項目である。日本人の広域住民票における旧氏の表示に代わるものであるため、標準として記載する	空欄に記載する市を除いて、全ての市が用いている表現である。
旧氏	—			×日本人の項目と考えられる。日本人の広域住民票を参照。	
③ ①、②以外のもの					

13 住民票の除票の写し・除票記載事項証明書（日本人住民）

標準項目案 (項目名称)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
氏名	氏名	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第1号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
旧氏		法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第14号、令第30条の13	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
生年月日	出生の年月日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第2号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに、「出生年月日」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
性別	男女の別	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第3号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに、「男女の別」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主名」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については(中略)世帯主との続柄	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主との続柄」と記載している市がみられるが、多数の市に合わせる。
本籍	戸籍の表示	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第5号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。備考欄に記載している市もみられるが、名称としては「本籍」を使用する。
筆頭者	戸籍の表示	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第5号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。備考欄に記載している市もみられるが、名称としては「筆頭者」を使用する。
住民となった日	住民となった年月日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第6号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「住民となった年月日」「住民となった日」「住民日」の表記が多い。他に「住民となった異動日」「住民年月日」の表記がみられる。「住民日」は法令によらない略語である。「住民となった年月日」「住民となった日」とも誤解が生じないと思われるが、口頭表現しやすい「住民となった日」を標準とする。
住所	住所	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。
住所を定めた日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「住定日」「住所を定めた日」「住定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事由欄に「〇月〇日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住所を定めた年月日」「住所を定めた日」が最も誤解が生じないと考えられる。
届出の年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事由欄、空欄に「〇月〇日届出」と記載している市もみられる。法令の文言の「届出の年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。
転入前住所	従前の住所	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では記載事由欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令のとおり「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転出地市町村での最終住所を記載する欄であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。
住民票コード	住民票コード	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第13号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
個人番号			法第7条第8号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。
選挙	選挙人名簿に登録された者	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第9号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
国民健康保険	国民健康保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第10号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第10号の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
介護保険	介護保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第10号の3	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
国民年金	国民年金の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第11号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
児童手当	児童手当の支給を受けている者（中略）については、その支給資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第11号の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
米穀の配給	米穀の配給を受ける者（中略）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第12号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が（中略）住民票に記載することが必要であると認めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第14号、令第6条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる	
② ①以外で様式に記載があるもの					
消除事由				空欄に記載している市が多いが、住民票の除票の帳票で項目とするため、合わせて標準とする。	帳票に合わせて「消除事由」と表記する。

改製年月日				空欄に記載している市が多いが、住民票の除票の帳票で項目とするため、合わせて標準とする。	帳票に合わせて「改製年月日」と表記する。
転出先住所				欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成するべきと考えられる。	「転出」「転出先」「異動事由」などの表記がされている。「転入前住所」の項目があるため、同じ言い回しで「転出先住所」とする。
転出予定年月日				×転出予定と転出を明確に分けている市もあるが、標準では「転出年月日」の1つのみを示す。	転出予定と転出のどちらか一方のみが記載されている市、明確に分けて2欄としている市もあるが、標準では「転出年月日」と記載する。
転出届出年月日				約半数の市で記載欄があるため標準として示す。転出先とともに記載されている場合が多い。	表記は「転出届日」「転出届年月日」などがみられる。他の項目と表現を合わせて標準では「転出届年月日」と記載する。
転出年月日				転出予定と転出を明確に分けている市もあるが、標準では「転出年月日」の1つのみを示す。	転出予定と転出のどちらか一方のみが記載されている市、明確に分けて2欄としている市もあるが、転出のみを記載する。表記は「転出日」「転出年月日」などがみられる。他の項目と表現を合わせて標準では「転出年月日」と記載する。
通知年月日				×空欄や備考欄に記載している市が多い。住民からの届出ではないので、求めがあれば空欄を使用する。	
氏名カナ				×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
旧氏カナ				×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
住民となった事由				×空欄に記載している市がみられるが、上記で「住民となった年月日」を設けているので、ここでは省略する。	
備考				求めているに応じて記載できる欄を入れる	「備考」に限定せずに空欄を設ける
法律第30条の45に想定する区分				×日本人と外国人の世帯の世帯票に必要となる。外国人住民の住民票の除票の写しを参照。	
通称				×日本人と外国人の世帯の世帯票に必要となる。外国人住民の住民票の除票の写しを参照。	
転出その他				×転出先と転出その他の両方の欄を設けている市がみられるが、例外的なので標準では示さない	
③ ①、②以外のもの					
発行年月日	—	—	—	欄外に全ての市で記載がみられる。	欄外に「〇年〇月〇日」と記載する。
文書番号	—	—	—	×欄外に何らかの番号等を記載している市がほとんどである。記載欄としては示さない。	
証明文言	—	—	—	欄外に全ての市で記載がみられる。	欄外に証明文言を記載する。
証明者名・公印	—	—	—	欄外に全ての市で証明者名のスペースがみられる。様式には公印を記載していない市もあるが、公印があると理解される。	欄外に証明者名を記載する。

14 住民票の除票の写し・除票記載事項証明書（外国人）

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方	備考
法令に根拠規定のあるもの						
氏名	氏名	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第1号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
通称	通称	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	令第30条の16	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	外国人独自項目
生年月日	出生の年月日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第2号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
性別	男女の別	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第3号	法令の定めがあり、資料を提出した市の全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「男女の別」と表記している市がある。法令では「男女の別」であるが、一般的には「性別」の方が通じていると考えられる。	日本人と同じ項目
世帯主	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。「世帯主名」と表記している市がみられるが、どちらの表記でも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「世帯主」と表記する。	日本人と同じ項目
続柄	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については（中略）世帯主との続柄	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第4号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
外国人住民となった日	外国人住民となった年月日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「外国人住民となった年月日」「外国人住民日」の表記が多い。わずかに「外国人住民となった異動日」「外国人住民年月日」の表記や、日本人と同じ「住民となった年月日」「住民日」の表記がみられる。日本人の住民票の除票との対比ができるよう、標準では「外国人住民となった日」とする。	外国人独自項目
住所	住所	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「住所」と表記し、ごくわずかに「現住所」と表記している市がある。どちらでも誤解が生じにくいと考えられるため、多数に合わせて「住所」と表記する。	日本人と同じ項目
住所を定めた日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第7号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「住所を定めた年月日」「住定日」「住所を定めた日」「住定年月日」「転居年月日」「異動日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄や記載事由欄に「〇月〇日転入」と記載している市もみられる。法令の文言に準じた「住所を定めた年月日」「住所を定めた日」が最も誤解が生じないと考えられる。	日本人と同じ項目
転入前住所	従前の住所	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では記載事由欄に記載している。	「前住所」と表記している市と「記載事由」に記載している市が多い。法令のとおり「従前の住所」と記載している市もわずかにみられる。転出地市町村での最終住所を記載する際であるため「前住所」や「従前の住所」では市町村内で転居した場合に転居前住所と紛らわしいので表現を変えて「転入前住所」とする。	日本人と同じ項目
届出の年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第8号	法令の定めがあり、資料を提出した市の多くに記載欄があるが、一部では住所欄や記載事由欄に記載している。	「届出年月日」「届出日」「住定届出日」などと表記がばらばらとなっている。住所欄、記載事由欄、空欄に「〇月〇日届出」と記載している市もみられる。法令の文言の「届出の年月日」が最も誤解が生じないと考えられる。	日本人と同じ項目
個人番号	個人番号	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第8号の2	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
住民票コード	住民票コード	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第13号	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	全ての市がこの名称で使用している。	日本人と同じ項目
国籍等	国籍等	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市が「国籍・地域」としているが、法令に合わせて「国籍等」と表記する。	外国人独自項目
法第30条の45に規定する区分	次の表の下欄に掲げる事項（中略）中长期滞在者である旨（中略）特別永住者である旨（中略）一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨（中略）出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「法第30条の45に規定する区分」「法第30条の45区分」「第30条45」などと表記がばらばらとなっている。最も多くの市が表記している「法第30条の45に規定する区分」とする。	外国人独自項目
在留資格	在留資格	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45（表の中長期在留者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	ほぼ全ての市がこの名称で使用している。わずかに「資格」と表記しているが、多数に合わせて「在留資格」と表記する。	外国人独自項目
在留期間	在留期間	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45（表の中長期在留者／一時庇護許可者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留期間」「在留期間等」の表記となっている。在留資格が中長期在留者でない場合も使用できるような等がついていないと考えられる。ここでは最も多い「在留期間等」と表記する。	外国人独自項目
在留期間の満了の日	在留期間の満了の日	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45（表の中長期在留者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留期間の満了の日」「在留期間等の満了の日」「在留期間の満了日」「満了日」の表記が多い。ここでは最も多い「在留期間の満了の日」と表記する。	外国人独自項目
在留カードの番号	在留カードの番号	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第30条の45（表の中長期在留者／特別永住者）	法令の定めがあり、資料を提出した市のほぼ全てに記載欄がある。	「在留カード等の番号」「在留カード番号」「在留カード」の表記が多い。ここでは最も多い「在留カード等の番号」と表記する。	外国人独自項目
国民健康保険	国民健康保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第10号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
後期高齢	後期高齢者医療の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第10号の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
介護保険	介護保険の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第10号の3	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
国民年金	国民年金の被保険者（中略）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第11号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
児童手当	児童手当の支給を受けている者（中略）については、その支給資格に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第11号の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
米穀の配給	米穀の配給を受ける者（中略）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第12号	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
住民の福祉の増進	住民の福祉の増進に資する事項	法.第15条の4、令第17条・第30条の14第7項	法第7条第14号 令第6条の2	×ほとんどの市では記載していない。わずかではあるが、複数の様式を用意している市では、個別事項を空欄に記載した証明様式を定めている市がある。標準では項目に盛り込まず、求めがあった場合に空欄を用いる		
② ①以外で様式に記載があるもの						

消除事由	当該住民票を消除した事由		空欄に記載している市が多いが、住民票の除票の帳票で項目とするため、合わせて標準とする。	帳票に合わせて「消除事由」と表記する。
改製年月日			空欄に記載している市が多いが、住民票の除票の帳票で項目とするため、合わせて標準とする。	帳票に合わせて「改製年月日」と表記する。
転出先			欄としては設けている市は少なく、備考欄などに記載している市がみられる。必要な項目なので備考欄によらずに標準として独自の欄を作成すべきと考えられる。	「転出」「転出先」「異動事由」などの表記がされているが、除票の帳票では「転出先」として整理しており、除票の写しも同じ表現とする。
記載事由			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
事由			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
カタカナ併記名			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
印鑑登録			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
行政コード			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
世帯コード			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
宛名コード			×ごくわずかの市でのみ項目がある。標準化する必要性は低いとみられる。	
旧氏			×日本人と外国人の世帯の世帯票に必要となる。日本人住民の住民票の除票の写しを参照。	
本籍			×日本人と外国人の世帯の世帯票に必要となる。日本人住民の住民票の除票の写しを参照。	
筆頭者			×日本人と外国人の世帯の世帯票に必要となる。日本人住民の住民票の除票の写しを参照。	
③ ①、②以外のもの				
発行年月日	—	—	欄外に全ての市で記載がみられる。	欄外に「〇年〇月〇日」と記載する。
文書番号	—	—	×欄外に何らかの番号等を記載している市がほとんどである。記載欄としては示さない。	
証明文言	—	—	欄外に全ての市で記載がみられる。	欄外に証明文言を記載する。
証明者名・公印	—	—	欄外に全ての市で証明者名のスペースがみられる。様式には公印を記載していない市もあるが、公印があると理解される。	欄外に証明者名を記載する。
外除表記				

15 証明書 戸籍の附票の写し

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	住民票の写し記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
本籍	戸籍の表示	法第20条	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「戸籍の表示」であるが、ほぼ全ての市が「本籍」と記載している。
氏名	氏名	法第20条	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「氏名」であるが、具体的には筆頭者の氏名を記載することとなる。「筆頭者」又は「筆頭者の氏名」としている市もあるが、法令に準じて「氏名」とする。
住所	住所	法第20条	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
住定日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法第20条	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
② ①以外で様式に記載のあるもの					
名			名	ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほとんどの市では「名」としている。上記の筆頭者の氏名と区別するために「構成員」「本人の氏名」がみられる。ここでは、多くの市が表記している「名」とする。
編製日			編製日	ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	「編製日」「改製日」「〇〇日編製」などの表現がみられる。より多くの市が採用している「編製日」として示す。
在外選挙人名簿登録 市町村名			法第17条(2)		
名簿登録日					
記録事項欄					
住所履歴数					

16 証明書 戸籍の附表の除票の写し

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
本籍	戸籍の表示	法第21条の3	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「戸籍の表示」であるが、ほぼ全ての市が「本籍」と記載している。
氏名	氏名	法第21条の3	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	法令では「氏名」であるが、具体的には筆頭者の氏名を記載することとなる。「筆頭者」又は「筆頭者の氏名」としている市もあるが、法令に準じて「氏名」とする。
住所	住所	法第21条の3	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
住定日	一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	法第21条の3	法第17条	法令の定めがあり、ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほぼ全ての市がこの表現としている。
在外選挙人名簿登録市町村名			法第17条(2)	法令の定めがあり、約半数の市が記載欄を設けている。	「在外選挙人名簿登録市町村名」の表記がほとんどであり、「在外情報」「在外選挙」「在外選挙人名簿登録地」などの表記がごくわずかにみられるほぼ全ての市がこの表現としていることから「在外選挙人名簿登録市町村名」とする。
改製日	附票を削除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載	法第21条の2			
消除日	附票を削除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載	法第21条の2			
② ①以外で様式に記載のあるもの					
名			名	ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	ほとんどの市では「名」としている。上記の筆頭者の氏名と区別するために「構成員」「本人の氏名」がみられる。ここでは、多くの市が表記している「名」とする。
編製日			編製日	ほぼ全ての市が記載欄を設けている。	「編製日」「改製日」「〇〇日編製」などの表現がみられる。より多くの市が採用している「編製日」として示す。
生年月日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
続柄				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
入籍日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
除籍日				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
記録事項欄				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	
証明事項				×法令では定めがない。ごくわずかに記載している市があるが、標準では示さない。	

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
住民票コード	住民票コード	法第30条の3第3項、令 第30条の2第2項		法令の定めがあり、全ての市で記載欄がある	住民票コード
② ①以外で様式に記載があるもの					
(郵便番号の欄)				(郵便番号の欄)	(郵便番号の欄)
(住所の欄)				(住所の欄)	(住所の欄)
生年月日				生年月日	生年月日
性別				性別	性別
氏名				氏名	氏名
旧氏				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
作成年月日				(作成年月日)	
通称				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
届出年月日				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
付番事由				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
③ ①、②以外のもの					
証明文言				(証明文言)	

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
住民票コード	住民票コード	法第30条の4第4項		法令の定めがあり、全ての市で記載欄がある	住民票コード
② ①以外で様式に記載があるもの					
(郵便番号の欄)				(郵便番号の欄)	(郵便番号の欄)
(住所の欄)				(住所の欄)	(住所の欄)
生年月日				生年月日	生年月日
性別				性別	性別
氏名				氏名	氏名
旧氏				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
作成年月日				(作成年月日)	
通称				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
届出年月日				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
付番事由				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
③ ①、②以外のもの					
証明文言				(証明文言)	

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
住民票コード	住民票コード	令第30条の4第2項		法令の定めがあり、全ての市で記載欄がある	住民票コード
② ①以外で様式に記載があるもの					
(郵便番号の欄)				(郵便番号の欄)	(郵便番号の欄)
(住所の欄)				(住所の欄)	(住所の欄)
生年月日				生年月日	生年月日
性別				性別	性別
氏名				氏名	氏名
旧氏				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
作成年月日				(作成年月日)	
通称				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
届出年月日				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
付番事由				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
③ ①、②以外のもの					
証明文言				(証明文言)	

55 通知書 住民異動届受理通知

標準項目案 (項目名案)	法令上の書きぶり	記載事項 (根拠条文)	記載事項以外 (関連条文)	項目採用の考え方	項目名の考え方
① 法令に根拠規定のあるもの					
届出年月日		要領 (第4-2-(2)-7-(7))		法令の定めがあり、ほぼ全ての市で記載欄がある	「届出年月日」「届出日」「受理年月日」などの記載がみられる。「届出年月日」が最も多く、他の項目とも表現がそろっていることから「届出年月日」と記載する。
届出名		要領 (第4-2-(2)-7-(7))		法令の定めはないが、ほぼ全ての市で記載欄がある	「異動事由」「届出名」と記載している市が多い。事務処理要領に合わせた「届出名」を標準とする。
異動者氏名		要領 (第4-2-(2)-7-(7))		法令の定めがあり、ほぼ全ての市で記載欄がある	「異動者氏名」と記載している市が多い。「氏名」「対象者」もあったが誤解を招きにくい「異動者氏名」とする。
② ①以外で様式に記載があるもの					
届出人氏名				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
住所				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
本人・代理人				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
フリガナ				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
生年月日				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
性別				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
異動日				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
転入年月日				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
いままでの住所				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
住民票コード				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	
③ ①、②以外のもの					
通知先氏名				通知書を送送するために必要な項目である	
通知先住所				通知書を送送するために必要な項目である	
発行年月日				ほぼ全て市で記載がみられるため標準で示す	
文書番号				×市によっては欄外に記載しているが、市の裁量によるところが大きいので標準では示さない	
通知文言				ほぼ全て市で記載がみられるため標準で示す	
通知者名				ほぼ全て市で記載がみられるため標準で示す	
発行した部署名				ほぼ全て市で記載がみられるため標準で示す	
連絡先				ほぼ全て市で記載がみられるため標準で示す	
受付				×ほとんどの市で記載していないので標準では示さない	

57_身分証明書は住民記録から作成するものではないため、標準を示さない